

愛媛県教育委員会 5月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成28年 5月13日（金）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 攝津眞澄 委員 丹下敬治

3 欠席委員

委員 脇斗志也

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一

指導部長 吉田慎吾

教育総務課長 高橋正範

教職員厚生室長 越智秀明

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 加藤哲也

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

5 会議の概要

(1) 開 会（午後10時00分）

（教育長） ただいまから、教育委員会5月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議案のうち、議案第23号公立中学校教員の懲戒処分について及び議案第24号から議案26号までの委員の委嘱等3件、及びその他の協議案件の表彰案件6件につきましては、いずれも人事案件であることから審議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思ひます。

配布しております次第の順に議事を進行しますと、非公開案件の途中に公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人の方に入退出していただくこととなりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思ひますがいかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、公開案件の審議を先にすることといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 4月定例会議事録の承認

（教育長） それでは、4月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。
続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の概要について

(教育長) 平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の概要につきまして、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の概要についてお手元の資料に沿って、御説明いたします。

資料の1「選考試験について」を御覧ください。第1次選考試験については、7月21日木曜日から7月24日日曜日の実施を予定しております。また、第2次選考試験については、高等学校教員・特別支援学校教員が9月4日日曜日から9月6日火曜日、小中学校教員・養護教員・栄養教員が9月7日水曜日から9月10日土曜日の実施を予定しております。近年の採用数増により、第2次選考試験会場の確保が難しくなってきたため、このような日程となっております。

次に、今年度の改善点について御説明いたします。

今年度は、加点制度、特別選考、特例措置の3つについて改善いたします。

まず、資料の2(1)「加点の変更」を御覧ください。加点の変更は、2点ございます。

1点目は、高い英語力の加点の拡充でございます。英語力を持つ人材を更に確保するため、加点に段階を設け、従来の実用英語技能検定1級等の30点加点に加え、実用英語技能検定準1級等の者に20点を加点することとします。これは、国が英語教員に示している英語力の目標に相当するものでございます。

2点目は、防災士資格を有する者に対する加点の導入でございます。防災・減災に関する知識と技能を有する人材を採用するため、日本防災士機構認定の防災士資格を有する者に10点を加点することとします。

次に、資料2(2)「特別選考の変更」を御覧ください。

教職経験者特別選考と現職教員特別選考について、条件となる経験年数を緩和し、即戦力となる優秀な人材確保に努めます。

具体的には、教職経験者特別選考においては、経験年数を従来の5年以上から短縮し、本県の国公立学校で3年以上の教職経験を有する者に対象者を拡大することとします。

また、現職教員特別選考においては、経験年数を従来の5年以上から短縮し、他の都道府県の国公立学校で勤務している者で2年以上の教職経験を有する者に対象者を拡大することとします。

次に、資料2(3)の「大学院修士課程進学者の採用時の特例措置の変更」について御説明いたします。

本県では、第2次選考試験合格者のうち、大学院修士課程に現に在籍している者については、1年間採用を猶予するという特例措置を設けていますが、今回の変更は、次年度に大学院修士課程に進学する者については2年間採用を猶予するというものでございます。ただし、対象とする区分については、退職者の増加に伴い、今後採用数増が見込まれる小学校教員又は中学校教員の区分としております。採用候補者の確保とともに、専門性を持つ人材の採用につなげたいと考えております。

最後に、資料の3「平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験における加点制度について」を御覧ください。網掛け部分が先程説明しました今年度の加点制度の改善点でございます。

高い英語力については、従来どおり、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、特別支援学校教員の試験区分の志願者を加点の対象とし、全ての校種において英語教育の充実を図りたいと思います。また、防災士資格につきましても、地域と連携した防災教育や防災管理を進めるため、養護教員、栄養教員を含む全区分を加点対象とします。以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(丹下委員) 資料の3の加点ですが、加点される点数の限度はどうなっていますか。

(義務教育課長) 加点される点数の限度につきましては、昨年度、見直しを行いまして、複数の加点がある場合でも上限50点までの加点となっております。一昨年度までは、100点加点が上限でございました。

(丹下委員) 資料の2(3)の大学院修士課程に進学する者は2年間採用を猶予するという大変いいことではないかと思えます。

修士課程を卒業する時に、本当に教員になるのかということがちょっと心配です。確約などは、どの段階で得られるのでしょうか。

(義務教育課長) 昨年度までは1年の猶予でございますが、これまでに猶予した者は、昨年度は6名の実績、一昨年度も6名の実績がございます。

(教育長) 本人については確約をされているのでしょうか。

(義務教育課長) 第2次選考試験の結果発表の後、本人からの申し出を受け、それを基に確約という手続をしております。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○愛顔のえひめ知事表彰について

(教育長) 愛顔のえひめ知事表彰につきまして、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 松山東高校の、第16回日経S T O C Kリーグにおける最優秀賞受賞に対しまして、4月14日、愛顔のえひめ賞が贈呈されまし

たので、報告いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。松山東高校は、平成28年2月29日月曜日に第16回日経STOCKリーグ最終審査会において最優秀賞、全国1位を受賞しました。

STOCKリーグは学校教育の中で生きた経済を学習することを目的とし、平成12年から始まった中高生・大学生のための株式学習コンテストであります。参加者はチームごとに投資のテーマを決め、仮想の資金でどの銘柄をどのような割合で保有するかについて、レポートにまとめていくものであり、作成したレポートの内容について審査が行われます。

今年度は、中学・高校・大学合わせて1,429チーム、5,587人から応募がありましたが、同校は、見事、最優秀に輝きました。

県内の中学・高校・大学生が最優秀賞を受賞するのは初めてのことであります。

お手元の資料2ページは、3月25日金曜日の日本経済新聞に掲載された広告記事です。受賞者は、同校SGH部を中心とする生徒3名で、5月にチームを結成し、レポート作成作業を続け、一次審査、二次審査、最終審査を経て、最優秀賞受賞となりました。レポートのタイトルは「Real×Future ～“質感”で彩る未来～」で、デジタル時代の忘れられがちな質感に注目し、デジタル化と質感の融合が経済発展の原動力になるという結論を導き出しました。

3人は、平成28年3月中旬に東京での表彰式と、ニューヨークへの研修旅行に参加しました。

お手元の資料の3ページは、4月14日、愛顔のえひめ賞を受賞したときの記事です。今回の受賞は、平成23年に創設された、愛顔のえひめ知事表彰における文化・スポーツ以外の分野、「その他分野」に該当するものであり、県立高等学校、中等教育学校の生徒の受賞としては、9件目の受賞となります。

今回の受賞は、松山東高校スーパーグローバルハイスクール事業の大きな成果であると考えており、高校教育課ではスーパーサイエンスハイスクールや、今年度新たに指定を受けた今治工業高校のスーパープロフェッショナルハイスクール等と合同で、愛媛スーパーハイスクールコンソーシアムを実施し、県内高等学校等へ成果の普及を行い、愛媛の発展を支えるグローバル人材の育成に取り組んでまいります。

以上で、報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問はございませんでしょうか。

(関委員) この質感というのはどういうことを表しているのでしょうか。

(高校教育課長) これは、例えばデジタル書籍ができたことによって、紙をめくるときの質感に気が付いたといったように、デジタル化が進む時代だからこそ、手触り感やぬくもり感が大切になるのではないかと、そ

ういう感性を大事にしながら、企業を育てていくための株式投資を行うという内容です。このような内容を、高校1年生の女子が書いたということで私も時代の変遷を感じました。

(教育長) 知事も説明を聞いて驚かれています、よくここまで書いているなど私も驚きました。しかも、この参加者には大学も含まれており、中学・高校・大学の中でトップということは非常に価値があると思っております。

(高校教育課長) 付け加えますと、女性がよく活躍しているか、外部の環境を大事にしているかということが各企業を採点する際の基準に挙げられておりました。時代にマッチした内容であり、目の付け所もすばらしかったと思います。

(教育長) ほか、ございませんか。

(全委員) ありません。

(教育長) それでは教育長報告につきましては、以上で終了いたします。つづきまして専決処分の承認に移ります。

(4) 議 事

専決処分

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞につきまして、事務局から3件続けて説明をお願いします。

(義務教育課長) 3人の教職員の報賞に係る専決処分の承認について、御報告いたします。一人目は平成28年4月14日に死亡しました、松山市立粟井小学校安倍千津教諭の報賞でございます。二人目は平成28年5月1日に死亡しました、松山市立五明小学校浅海康二教頭の報賞でございます。三人目は平成28年5月7日に死亡しました、松山市立椿小学校中岡さつき教諭の報賞でございます。三人の報賞につきまして、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同規則第4条の規定により、ここに御報告いたします。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(全委員) ありません。

(教育長) 全員異議ございませんので、教職員の報賞3件につきましては原案のとおり承認されました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

議案審議

○議案第23号 公立中学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 新居浜市内の商業店舗において、睡眠改善薬及び炭酸

飲料を窃盗した公立中学校教諭について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(丹下委員) 炭酸飲料を窃取した状況について質問する。

(義務教育課長) 炭酸飲料を窃取した状況を説明する。

(攝津委員) 睡眠改善薬の窃取について、精神的な悩みなどとの関係性を質問する。

(義務教育課長) 同教諭は病気ではあったが、今回の窃盗と全く関係はないと述べており、生徒、保護者、地域の信頼を損ねたことに対して悔いている旨回答する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第24号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県社会教育委員である愛媛県小中学校長会副会長及び愛媛県高等学校長協会長の交代に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第25号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(文化財保護課長) 愛媛県美術館協議会委員である愛媛県小中学校長会長の交代に伴い、その後任者を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第26号 愛媛県教育支援委員会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員である愛媛県特別支援学級設置学校長協会長及び愛媛県特別支援学校長会長の交代に伴い、その後任の委員を同委員会設置規則第3条第2項の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成29年春の叙勲について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成29年春の叙勲候補者について、教育功労(6名)及び学校保健功労(1名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成28年度教育者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成28年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(3名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成28年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成28年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成28年度優良PTA文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(生涯学習課長) 平成28年度優良PTA文部科学大臣表彰の被表彰候補団体(3団体)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成28年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(生涯学習課長) 平成28年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(1名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成28年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(文化財保護課長) 平成28年度地域文化功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(1名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午前10時42分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会5月定例会を閉会いたします。